

2020 年 4 月 17 日

各 位

株式会社 豊 和 銀 行

不祥事件の発生について

この度、当行におきまして下記のとおり不祥事件が発生いたしました。

信用を第一とする金融機関としまして、このような事態を招きましたことを厳粛に受け止め、深く反省するとともに、被害に遭われたお客さまをはじめ、日頃から当行を信頼し、お取引いただいておりますお客さま、地域の皆さまおよび株主の皆さまに心よりお詫び申し上げます。

記

1. 事件の概要について

- (1) 発 生 店 明野支店、古国府支店、佐伯支店、南大分支店、湯布院支店
- (2) 事 故 者 湯布院支店に勤務していた元行員（男性 44 歳）
- (3) 発生期間 2014 年 11 月 20 日 から 2020 年 2 月 16 日
- (4) 内 容 ① お客さまからお預かりした資金の着服
 ・ 3 名、被害額 50,000 円（事故累計金額 2,530,000 円）
 ② お客さまへの融資金からの借入
 ・ 10 名、借入金残高 9,939,364 円、当初借入金合計 15,923,000 円
 ※ ①および②は、遊興費やノンバンク等からの借入金の返済のために流
 用・費消。
- (5) 発覚の経緯 事故者が勤務する湯布院支店において、ローンの申込案件としてリストに
 あげられていたお客さまについて、手続きが進んでいないことや資金需要
 があるようには思えなかったことから、疑問を持った上司が 2020 年 2 月
 14 日（金）に、このお客さまを訪問。面談により「事故者からローンの
 借入を依頼され、その融資金を貸して欲しいと頼まれたが断った」とい
 うことが分かり、調査の結果、2020 年 2 月 17 日（月）に発覚しました。

2. お客さまへの対応

ご迷惑をお掛けしましたお客さまに対しては、個別に説明とお詫びをさせていただいており、事故者より全額が弁済されております。

3. 関係機関への報告等

法令に基づく監督官庁への届出を行うとともに、警察にも通報いたしました。

4. 人事処分

事故者については、2020年4月16日付で懲戒解雇処分といたしました。

また、本件を重く受け止め、経営陣を含む管理監督の責にあった関係者につきましても責任の所在を明確にし、厳正に処分を行いました。

5. 今後の対応

当行は、これまでコンプライアンスの徹底を経営の最重要課題として位置づけ、法令等遵守態勢の整備に努めておりましたが、今回の事件を重く受け止め、法令等遵守意識のさらなる徹底、内部管理態勢の一層の充実・強化を図り、信頼の回復と不祥事件の再発防止に向け全行をあげて取り組んでまいります。

以 上

【 お客さまからのお問い合わせ窓口 】

コンプライアンス統括部 お客さま相談室

フリーダイヤル 0120-308-329（受付時間：平日 9：00～17：00）

《 本件に関するお問い合わせ先 》

総合企画部 担当：田中(豊)、税所(さいしょ)

電 話 097-534-2608